

役員及び評議員の報酬等の支給及び費用弁償に関する基準の一部改正

(目的)

第1条 この基準は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第89条、同第105条及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号及び公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「財団」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、財団の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給及び費用弁償に関する基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条の規定に基づいて置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とし、職務に従事する者をいう。
- (3) 常勤等理事とは、常勤理事のほか、常勤理事以外の理事で定期的に財団の職務に従事する者を含めたものをいう。
- (4) 非常勤理事とは、常勤等理事以外の理事をいう。
- (5) 評議員とは、定款第10条の規定に基づいて置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給及び費用弁償)

第3条 財団は、役員等に対し、その職務遂行の対価として報酬を支給し、その職務遂行に当たって特別の経費を要する場合には、必要な費用を弁償する。

- 2 常勤等理事の報酬は、月額をもって支給する。
- 3 非常勤理事、監事及び評議員（以下「非常勤役員等」という。）の報酬は、定額をもって支給する。
- 4 常勤理事の退職に当たっては、第5条から第7条までの規定に基づき、退職手当を支給する。

(報酬の額及び報酬等の支給方法)

第4条 常勤等理事の報酬の額は、職位に応じて、別表（常勤等理事報酬月額表）に掲げる役員及びこれに対応する報酬月額の範囲内で、従事日数等を勘案して、理事会の決議を経て理事長が決定するものとする。

- 2 常勤等理事の報酬は、毎月16日（その日が休日に当たるときは、その日前のその日に最も近い休日でない日）に本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支給するものとし、月の中途において、就任し、又は退任した場合の報酬は、就任した日又は退任した日の属する月について、就任した日から、又は退任した日まで日割計算により支払うものとする。ただし、常勤等理事が死亡した場合の報酬は、その月まで全額を支払うものとする。
- 3 非常勤役員等の報酬の額は、財団の理事会、評議員会への出席又は監事監査実施1回につき3万円とし、原則として支払うべき事由が発生した都度、現金により支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた残額を支給するものとする。

（退職手当の算定基準）

- 第5条 退職手当は、常勤役員が任期満了、辞任又は死亡により退任したときに支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支給する。
- 2 退職手当の額は、在職期間中における第4条第1項の規定に基づいて決定された報酬の月額（この条において「報酬月額」という。）が同一である期間（以下「同一報酬月額別期間」という。）毎に、1月につき、当該報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。
 - 3 常勤役員が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときは、前項の規定により算定された額について、理事会は、勤務実態を勘案し減額し、又は支給しないことができる。

（退職手当に係る在職期間の計算）

- 第6条 在職期間及び同一報酬月額別期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月として計算するものとする。
- 2 同一報酬月額別期間の計算に当たっては、変更前の報酬月額に対応する期間の端数が15日以上であるときは、30日を経過するまでは変更前の報酬月額に対応する期間とみなし、端数が15日未満であるときは、端数となる初日から変更後の報酬月額に対応する期間とみなし、さらに1月に満たない端数があるときは、変更後の俸給月額に対応する期間としてこれを切り上げるものとする。

（退職手当の支給方法）

- 第7条 退職手当の支給において、法令の定めにより控除すべき額があるときは、支給すべき額から控除すべき額を差し引いた残額を支給するものとする。
- 2 退職手当は、退職手当の支給額の算定後速やかに本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支給する。
 - 3 退職手当の計算において、1円に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(費用の弁償方法)

第8条 役員等が職務遂行のため遠隔の地に出張(理事会、評議員会その他への出席を含む。)をしたときは、財団の出張旅費支給基準に基づき、旅費(交通費、宿泊料、日当等を含む。)を支給する。

2 非常勤役員等が理事会、評議員会その他に出席をした場合において、前項に規定する旅費が支給されない場合には、財団の出張旅費支給基準に基づき、実費相当の定額の交通費を支給する。

3 役員等がその職務遂行に当たって特別の経費を負担した場合には、役員等が負担した経費の範囲内で、支給することが適当と認められる額を、支給すべき事由の発生した日以後速やかに弁償するものとし、また、前払いを要するものは、予め行うことができるものとする。

4 費用の弁償において、法令の定めにより控除すべき額があるときは、弁償すべき額から控除すべき額を差し引いた残額を支払うものとする。

(通勤手当)

第9条 常勤理事には、通勤の実態に応じ、通勤手当を支給し、通勤手当の額及びその支給については、国家公務員の例による。

(公表)

第10条 財団は、この基準をもって、認定法第20条第2項の規定に基づき公表するものとする。

(補則)

第11条 この基準の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

2 この基準の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1 この基準は、財団設立の登記の日から施行する。

2 施行日の前から就任していた常勤理事に支給する退職手当は、最初に常勤理事に就任した日から施行日の前日までの期間を施行日以後の在職期間に通算し、第5条で規定する基準に基づき算定するものとする。

3 役員の報酬に関する規程(平成15年4月1日施行)及び役員の退職金に関する規程(平成15年4月1日施行)は、廃止する。

附則

- 1 この改正は、令和元年7月1日から施行する。

別表（常勤等理事報酬月額表）

役 職 別	報 酬 月 額
理 事 長	1,662千円
副理事長	1,437千円
専務理事	1,314千円
常務理事	1,222千円
理 事	1,134千円